

〈学内共同研究報告〉

新型コロナ禍における子育て家庭の育児ストレスや子ども虐待の実態及びその対策に関する予備的研究

才村 純・都築 繁幸・植田 美津恵・伊藤 嘉余子・久保 樹里・
栗山 直子・土田 美世子・古山 美穂・和田 一郎

Abstract

新型コロナウイルス禍において子育て家庭が孤立化・密室化するなど、子育て家庭内外の環境が変化する中で、保護者の育児ストレスや子ども虐待の深刻化が懸念される。

本研究では、今後の研究の予備的研究として、児童相談所（児相）や市区町村に対し、虐待相談などの実態や課題等に関する質問紙調査を実施した。その結果、例えば児相では前年同期に比して相談件数が相当減少しているが、虐待を含む養護相談は増加していること、自粛や在宅勤務の増加に伴い家庭内のトラブルが増大、DVや虐待に繋がっている可能性が大きいこと、児相や市区町村では子どもの保護や家庭への介入等に苦慮しており、財源・人的資源の確保、医療・保健分野によるバックアップ体制等を国や自治体に求めていることなどが分かった。

そして、親子ともゲーム障害が深刻化している状況を踏まえ、SNSやゲーム依存に関するセミナーなどの啓発活動の必要性、児相や市区町村の体制整備や対応手法を標準化したマニュアル作成の必要性などについて提言を行った。

キーワード：新型コロナウイルス感染症、子ども虐待、児童相談所、テキストマイニング

はじめに

2020年4月7日、新型コロナウイルス（COVID-19）感染拡大に伴う緊急事態宣言が政府から発令され、休業要請や外出自粛要請により、子育て家庭が孤立化・密室化するとともに、失業や生活不安が深刻化し、子ども虐待や子育て不安、DVなどの深刻化が懸念されている。特に、学校や保育所などの休業に伴い親子の接触時間が増え、子育て負担が増大する中で新たな虐待の発生も懸念される。なかでも、障害をもった子どもたちを養育する親の負担は過重なものと推測される。さらに、児相や市区町村などの行政機関の窓口や社会福祉協議会、NPOなどの民間団体による支援活動の制約などにより、事態の一層の深刻化も懸念される。

しかし、これらの実態については殆ど明らかになっておらず、その対策についても手探り状態である。コロナ禍における子育て家庭の育児ストレスや子ども虐待の実態、児相や市区町村による虐待対応や子育て支援の実態を把握し、これらを踏まえた対策を講じることが喫緊の課題である。

（以上、才村純）

1. 研究の目的と意義

本研究は、科研費等による本格研究の予備研究として位置づけ、育児ストレスや子ども虐待の実態、児相や市区町村の虐待対応や子育て支援の実態や課題を把握し、これらのデータを踏まえて研究上及び支援実践上の課題を整理することにより、本格研究のための基礎的資料を得ることを目的とする。さらに、可能なものについては、支援方策の緊急提言を行うこととする。

このことにより、コロナ禍において虐待や不当な養育環境に置かれている子どもたちの権利擁護及び虐待の発生予防に寄与できると考える。また、緊急事態下にあつて深刻な権利侵害に遭っている子どもたちの実態や支援方策についていち早く社会に対し発信することは、人間福祉学部をもつ本学としての社会的使命を果たすことにもつながると思料する。

(以上、才村純)

2. 研究の方法

児相や市区町村を対象に、相談の実態や相談体制等に関する質問紙調査を実施し、得られたデータをもとに、研究および方策に関する課題整理を行うとともに、緊急に対応すべき方策について提言を行うこととした。

質問紙調査の対象は、近畿各府県の児相及び市区町村児童福祉主管課のうち、研究者と他の業務を通じて関わりがあり、かつ調査研究の趣旨を文書で説明し、賛同が得られたところについて E メールにて調査票を送付し、パスワードをかけて返信するよう求めた。

調査対象期間は 2020 (令和 2) 年 3 月～11 月とした。

質問紙は、相談件数等の数値を求める調査票 A、及び主として事例概要や具体的な事例内容、課題や要望事項を自由記述で尋ねる調査票 B で構成された。

(以上、才村純)

3. 倫理的配慮

調査協力を依頼する際、倫理的配慮について書面で伝えたが、その主な内容は次のとおりである。

- ・調査への協力は自由意志によるものとし、研究実施期間においていつでも同意を撤回できること。
- ・調査票の回答を得た後、不明な点を照会できるよう調査票には回答者の職氏名・電話番号・メールアドレスの記入を求めるが、これらを目的以外には使用しないこと。
- ・調査結果は研究の目的以外には使用しないこと。
- ・調査データは、東京通信大学共同研究室内のキャビネットに施錠して保管すること。保管期間は 10 年とし、保管期間が過ぎたときは、紙媒体、電子データとも完全に削除すること。
- ・プライバシーを厳守したうえで調査結果を研究発表や東京通信大学紀要等で公表する

こと。

なお、調査の実施に当たっては、東京通信大学「人を対象とする研究の倫理委員会」の審査を受審し、承認を得た。(以上、才村純)

4. 調査票 A の結果

(1) 回答状況

調査票 A では、児相 16 か所、市区町村 28 市区町村から、調査票 B では、児相 16 か所、市区町村 39 か所から回答を得た。

(2) 相談受付件数

表 1 は、調査対象期間における相談受付件数であるが、児相、市区町村とも前年度同期に比して少なくなっている。

	2019年3月～11月		2020年3月～11月		対前年度比
	相談受付件数	1か所平均	相談受付件数	1か所平均	
児童相談所 (16か所)	62,445件	3,903件	56,949件	3559件	91.2
市区町村 (26か所)	10,278件	395.3件	10,080件	388件	98.1

表 1 相談受付件数

(3) 相談種類別受付件数

前年度同期と比較すると、児相では、養護相談、保健その他相談以外の全ての相談種別において減少している（表 2）。特に障害相談、育成相談の減少が著しくなっている。養護相談では虐待、その他養護相談とも微増である。市区町村では、その他養護相談以外すべての相談種別で減少している。児相と同様、特に障害相談、育成相談の減少が顕著となっている。

このことは、コロナ禍において“相談控え”が進む中、児相では生命に関わる虐待事案のみが増加し、市区町村では虐待に至らない養育上の困難に関する相談が増えていることを伺わせる。

	児童相談所			市区町村		
	2019年3月～11月	2020年3月～11月	増減率	2019年3月～11月	2020年3月～11月	増減率
養護相談	24,802	25,512	2.8%	7,461	7,316	△2.0%
内虐待	21,806	22,502	3.2%	4,567	3,931	△16.2%
内その他養護	2,996	3,010	0.5%	2,894	3,385	17.0%
非行関係相談	1,118	1,040	△7.5%	3,232	3,206	△0.8%
障害相談	21,004	17,461	△14.6%	1,534	1,382	△11.0%
育成相談	4,694	3,795	△23.7%	933	716	△30.3%
保健・その他相談	1,108	1,114	0.5%	649	551	△17.8%

表 2 相談種類別受付件数

(4) 虐待相談受付件数の推移

図1は、調査対象期間中における虐待相談受付件数の推移である。図2は、同期間中における新型コロナウイルス感染症の国内発生動向であるが、市区町村が緩やかな増減傾向を示しているのに対し児相は動きが大きくなっている。感染者数の増減と相談件数は概ね反比例傾向を示している。

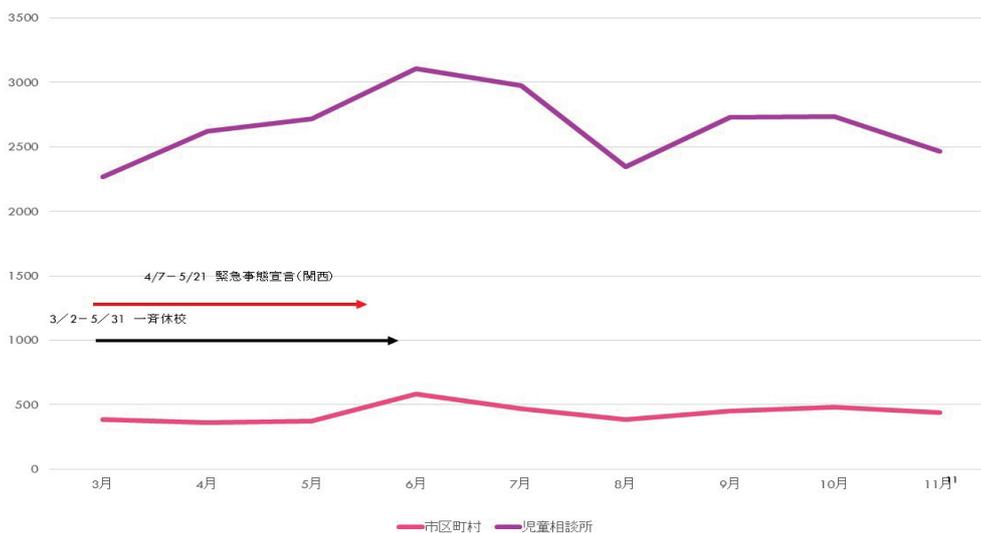


図1 虐待相談受付件数の推移

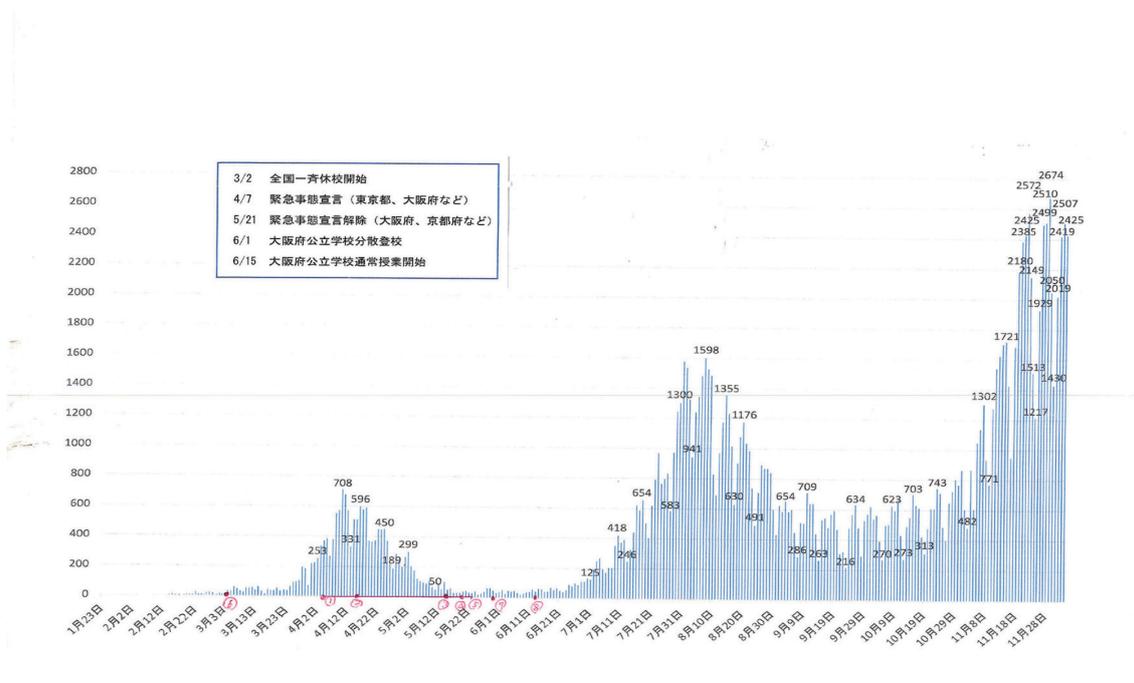


図2 新型コロナウイルス感染症の国内動向

*厚生労働省「新規陽性者数の推移（日別）」(<https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/kokunainohasseijoukyou.html>)をもとに才村が作成

(5) 主な相談経路

図3は、主な相談経路である。調査対象年度、昨年度とも大きな変化は見られないが、児相から市区町村への相談（送致）の減少が目立つ。また、児相における近隣・知人、警察からの通告が増えている。

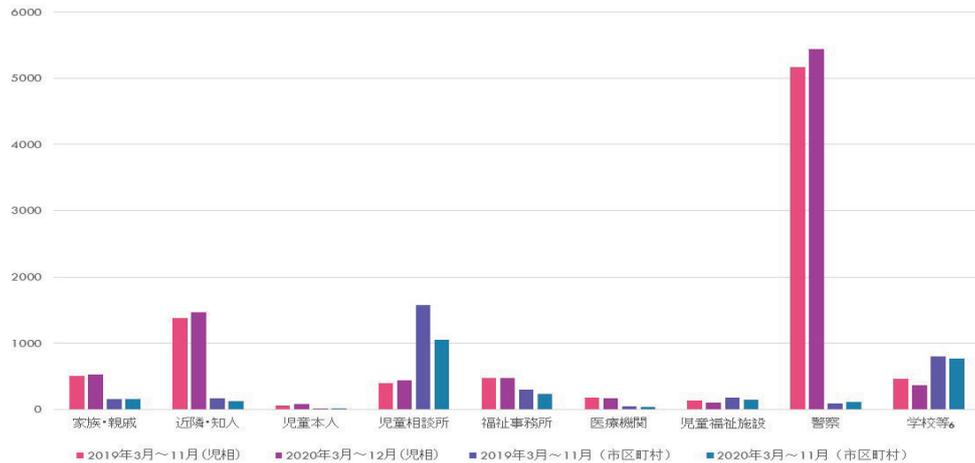


図3 主な相談経路

(6) 主な処理種別内訳

図4は、処理種別内訳である。児相では、継続指導、児童福祉司指導とも増加し、市区町村送致が減少している。市区町村では、継続指導が大幅に減少し、児相送致が増加している。

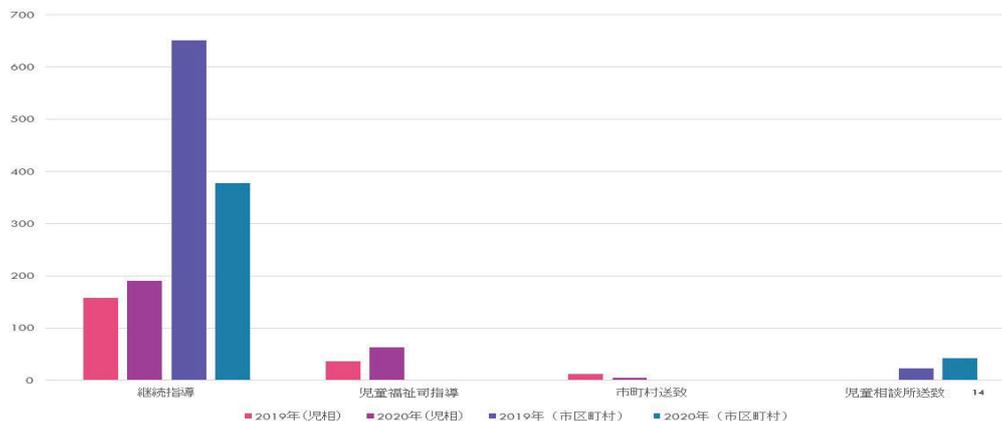


図4 主な処理種別内訳

(以上、才村純)

5. 調査票Bの結果

(1) 児相

① コロナ対応のための体制整備の有無

全ての児相が何らかの対応をしている(表3)。

実施した	16 か所	100.0%
実施しなかった	0 か所	0.0%
計	16 か所	100.0%

表3 コロナ対応のための体制整備の有無（児相）

②相談体制

児相の相談体制に関するものでは「防護服の準備」が最多で12か所、児童福祉司や保健師等の増員・動員などの人的体制では5か所となっている（表4-1）。一時保護の体制では、「一時保護施設の消毒の徹底」が12か所、「一時保護のためにホテル等の宿泊施設を確保」及び「一時保護所に対し一時保護職員以外の職員が輪番で応援」が11か所、「一時保護施設における感染防止のための面会制限」が8か所などとなっている（表4-2）。

内容	件数	財源
1.児童福祉司の増員	3	国庫 1
2.児童福祉司の他所からの増員	0	
3.医師の増員	0	
4.医師の他所からの増員	0	
5.保健師・助産師・看護師の増員	3	
6.保健師・助産師・看護師の他所からの増員	1	
7.弁護士増員	0	
8.職員へのマスクの支給	5	国庫 4・自治体 1
9.防護服の準備	12	国庫 9・自治体 1
10.国の SNS 等相談支援事業を活用	0	
11.コロナ対応に関する研修の実施	1	

表4-1 相談体制（児相）

- *財源の「自治体」は「自治体単独」のこと
- *財源は、記入のあった場合のみ
- *財源の国庫は、すべて（10/10）である。

内容	件数	財源
1.一時保護施設における居室等の空間的分離	2	自治体
2.児相内外の庁舎を保護施設に充当	2	国庫 1
3.一時保護のためにホテル等の宿泊施設を確保	11	国庫 5・自治体 1
4.児童福祉施設への委託一時保護	0	
5.医療機関への委託一時保護	1	
6.一時保護に対し一時保護所職員以外の職員が輪番で応援	11	
7.一時保護施設の消毒の徹底	12	国庫 5・自治体 1
8.一時保護施設における感染防止のための面会制限	8	国庫 4・自治体 2
9.その他	9	
・緊急雇用	1	自治体 1
・施設への看護師の派遣	8	国庫 8

表4-2 一時保護の体制（児相）

- *3. のうち一か所は、宿泊施設は2か月間で、その後は市内の社会福祉施設にて一時保護を実施

③保護者がコロナ感染により入院した子どもの一時保護の有無

表5は、保護者がコロナ感染により入院した子どもの一時保護の有無である。「該当事案あり」が12か所（75%）46件となっている。殆どの児相において該当事案があったことになる。

該当事案あり	12 か所	75.0%	46 件
該当事案なし	3 か所	18.7%	-
非公表	1 か所	6.3%	-

表 5 保護者がコロナ感染により入院等をした子どもの一時保護（児相）

④一時保護における対応及び苦慮した点

③において「該当事例あり」と回答した児相に対し、どのような対応をし、どのような点に苦慮したのかを自由記述で求めた。以下はその抜粋である。

・一時保護の場所の確保

保護する場所がサテライトであったり、自治体の所管する宿泊施設であったり、児相であったりしたが、保護先をしょっちゅう移動しなければならない事案もあった。一時保護所内では、他の入所児童との区別が必要であった。また、医療機関に一時保護委託という形で保護者と一緒に入院する体制を整えたケースもあった。

・一時保護の際の職員の勤務体制

児相とサテライトの職員は勤務体制が異なるため、体制づくりが難しかった。

・職員と児童の健康管理

看護師が児童の健康管理を行うとともに職員が濃厚接触者にならないよう、保健所に指導を受けるなど、を行った。

表 6 に児童相談所の「生の声」の一例を示す。

<p>○事例 1</p> <p>一時保護施設を長期で借用等を行うことができず、何度も場所を変更せざるを得なかった。応援職員は、いつ立ち上げになるかわからない中、予定を空けておくことが難しい。急遽立ち上げるため、立ち上げ当初は、多くの応援職員が既に別の予定を入れており、シフトの組み替えが生じた。応援に志願する職員が少なく、一部の職員に負担が集中した。休日に立ち上げる場合、職員への連絡や配置を円滑に行うことが難しい。借り上げ施設の空間分離を行うため、施設が変わる度に安全計画の検討、工事、マニュアル作成が生じた。</p> <p>応援職員の勤務形態とサテライト一時保護所の勤務形態が異なるため、勤務時間や残業の調整が生じた。場所は非公開としたが、近隣住民からクレームがあった。女兒に勤務シフトの関係で男性職員だけで対応することがあった。特に洗濯や入浴時の対応に苦慮した。PCR検査で陰性となった児童だけの受け入れだが、接触のあった職員をすぐに職場復帰させるかどうかの判断が難しい。</p> <p>○事例 2</p> <p>民間のホテルで受け入れを行った。PCR 検査結果で陰性の児童であったが、濃厚接触児童ということで陽性に転じる可能性があったため、対応する職員は、防護服の着用等、感染予防の知識も十分でない中対応せざるを得ず、職員の精神面のサポートが難しかった。一時保護所の職員だけでは体制を組めないため、児童相談所全体で体制を組んだ。2歳の幼児であったが、対応に慣れていない職員が多く、子どもの安全面への配慮等でストレスを感じるようになった。対応終了後、2週間の自宅待機期間を設けたため、他の職員に負担がかかった。</p> <p>○事例 3</p> <p>母がコロナに感染、子どもは陰性となったケースで、母子ともに入院。退院後、母は完治しているため外出できるが、子どもは濃厚接触者として2週間外出禁止。母としては子どもを一人残して外出することができず、買い物にも行けないという事例があった。</p>
--

表 6 一時保護において苦慮した事案（一例）

⑤コロナが直接的・間接的に影響していると考えられる事例の有無
 全ての児相において該当する事例があった（表 7-1）。

該当事案あり	16 か所	100.0%
該当事案なし	3 か所	18.7%

表 7-1 コロナが直接的・間接的に影響していると考えられる事例の有無（児相）

⑥事例の類型

調査では、⑤において「該当事例あり」を選択した児相に対し、「虐待・育児不安」「子どもの生活や心理・行動上の問題」「その他養育上の問題」の 카테고리ごとに設けた事例の類型について、該当するものを選択してもらったが、表 7-2 は取り扱った児相の多かった事例類型の抜粋である。

各カテゴリーはいずれも連鎖的な関係にあり、コロナ流行下において家庭環境の深刻な変化が伺えた。休校や在宅勤務が増すにつれ、家庭外との関係が希薄になり孤立化する中で、家庭内の物理的・精神的距離が密になり過ぎてしまい、過干渉や夫婦間の DV、虐待などの増加につながった事例が目立った。背景には、将来や経済的なことへの不安が存在することが推測できた。

SNSやスマホゲームにはまり、生活が乱れてきた。	10 か所
子どもの生活の乱れや行動上の問題等により親子関係が悪化、虐待や育児不安等の養育問題が発生又は深刻化した。	9 か所
親が PCR 検査で陽性になり隔離されるなど、コロナに関連して養育者がいなくなった。	7 か所
親子喧嘩が増えた。	7 か所
在宅勤務や失業などにより親子の接触の密度が増したことに起因して虐待や幾十不安が発生又は深刻化した。	6 か所

表 7-2 該当事例の概要（多いものを抜粋）（児相）

(2) 市区町村

①コロナ対応のための体制整備の有無

「実施した」が 33.3%、「実施しなかった」が 41.0%となっている（表 8）。児相がすべて「実施した」のに対し顕著な差が見られる。

実施した	13 か所	33.3%
実施しなかった	16 か所	41.0%
無回答	10 か所	25.6%
計	16 か所	100.0%

表 8 コロナ対応のための体制整備の有無（市区町村）

②体制整備の内容と財源

体制整備とその財源は表 9-1、表 9-2 のとおりである。

内容	件数	財源
1.社会福祉主事（常勤）の増員・動員	0	国庫 1
2.社会福祉主事（非常勤）の増員・動員	0	
3.家庭相談員（常勤）の増員・動員	0	国庫 1
4.家庭相談員（非常勤）の増員・動員	1	
5.保健師・助産師・看護師の増員	1	
6.保育士の増員	0	
7.事務職（常勤）の増員・動員	0	
8.事務職（非常勤）の増員・動員	0	
9.相談窓口の新設	1	その他
10.職員へのマスク支給	7	国庫 2・自治体 4・その他 1
11.防護服の準備	1	国庫 1
12.コロナ対応に関する研修の実施	0	
13.その他	6	国庫 1・自治体 3・その他 2

表 9-1 体制整備とその財源

*財源の「自治体」は「自治体単独」のこと

*財源は、記入のあった場合のみ

*財源は 4.と 13.の 1 か所が(国 1/2,都道府県 1/2)、10.の 2 か所と 11.は(10/10)

学校等臨時休業期間中の児童・家庭の状況把握を要対協の構成機関に依頼
オンラインによる相談受付体制の整備
家庭訪問の電話相談への切り替え、アクリルパネル設置、職員への消毒液配布、非接触型体温計の購入
コロナ関連子育て相談窓口を市からの委託事業として実施 など

表 9-2 体制整備（「その他」の抜粋）

③コロナが直接的・間接的に影響していると考えられる事例の影響

該当事案あり	33 か所	84.6%
該当事案なし	4 か所	10.3%

表 10 コロナが直接的・間接的に影響していると考えられる事例の有無（市区町村）

④事例の類型

調査では、③において「該当事例あり」を選択した市区町村に対し、想定される問題を例示し、該当する項目を選択してもらった。表 11-1 は、多かったものを抜粋したものである。

表 11-2 は、「その他」で挙げられた意見の抜粋である。

表 11-3 は、具体的な事例の一例である。

SNS やスマホゲームにはまり、生活が乱れてきた。	25 か所
コロナ感染を恐れて親が登校を禁止。	20 か所
生活の乱れ等から授業再開後も欠席が続いた。	20 か所
子どもの生活の乱れや行動上の問題等により親子関係が悪化、虐待や育児不安等の養育問題が発生又は深刻化した。	20 か所
親子喧嘩が増えた。	18 か所
在宅勤務や失業などにより親子の接触の密度が増したことに起因して虐待や幾十不安が発生又は深刻化した。	17 か所
在宅勤務等により、夫婦の接触の密度が増したことのストレス等から面前 DV が発生または深刻化した。	16 か所

表 11-1 該当事例の概要（多いものを抜粋）（市区町村）

子育て支援センターなどが閉鎖し、行き場がなくなり育児ストレスが増大した。
在宅勤務で、近隣の子どもの鳴き声や親の怒鳴り声が聞こえるようになり通報件数が増加した。
転職による勤務形態の変化により子どもの安全確認がとりにくくなった。
コロナを恐れて健診や幼児教室のキャンセルが目立った。
経済的貧困による家族間のトラブルで重度の知的障害者をネグレクト、「施設に入れるぞ」の暴言があった。
子どもと一緒にいるのがしんどい、という訴えがあった。

表 11-2 「その他」の抜粋

<p>○事例 1</p> <p>幼稚園が休園になり外出もできず終日親が家庭で育児することでストレスが増し、子に大声をあげたり叩いてしまった。／特別保育の対象ではないため保育所が利用できず終日親が家庭で育児し親の余裕がなくなった。</p> <p>○事例 2</p> <p>小学1年生は学習習慣が身につけていない中で保護者が家庭教育をする必要があり、親子ともなれない中で親のストレスが昂じ子にきつくあたったり夫婦喧嘩が増えた。</p>

表 11-3 具体事例の例示

(以上、植田美津恵)

(3) 事例対応における問題点、希望する支援や方策 (テキストマイニングによる分析)

本調査では、コロナの影響が大きいと考えられる事例について、①ケースとのやりとりで苦慮した事例、②他機関調整や連携で苦慮した事例、③その他特に苦慮した事例、の中から2つ選び、その概要及び当該事例に則してどのような支援や方策を求めるのかを自由記述で求めた。

自由記述の分析にあたっては、テキストマイニングの手法を用い、共起ネットワークを検討することとした。まず、自由記述で記載された内容をすべてデータとして入力した。次にテキスト分析ソフト KH Coder (ver.200f) により計量的に分析を行い、共起関係は Jaccard 係数の値により判断した。分析単位は文章とし、分析対象となる文章を単語の単体に区切り、単語頻度分析で出現回数を分析した。この中から出現頻度を限定して語を特定し、それらの語を使用して、語の共起関係を把握するために共起ネットワーク分析を行った。ここでは、文章中に出現する語と語が共に出現する共起関係をサブグラフとして図示し、これらの語が含まれる自由記述の文から特徴を見出すこととした。図中の円の大きさは、頻度を示し、大きいほど高頻度である。

1) 児相

① コロナ禍における対応で苦労したことや問題・課題

図 5 に共起ネットワークの結果を示す。3つのサブグラフが検出された。第1は、「コ

コロナ禍で施設入所中、児童と保護者の面会、外出、外泊などが制限され、親子関係の構築が困難である。第2は、「要保護児童がコロナ陽性である場合、家庭での養育が極めて困難なケースについて、どのような形で子どもの安全確保を行うのかが不透明」である。第3は、「感染患者拡大により養育者不在になる間の子どもの対応について、確保病床の圧迫のため当初の想定（養育者が入院する医療機関に子どもを一時保護委託する）と異なった対応に迫られた」である。

児相は、コロナ禍の施設入所に伴う種々の制限や、要保護児童がコロナ陽性になった場合の安全確保、養育者不在の場合の子ども対応等が苦勞した点として挙げられる。

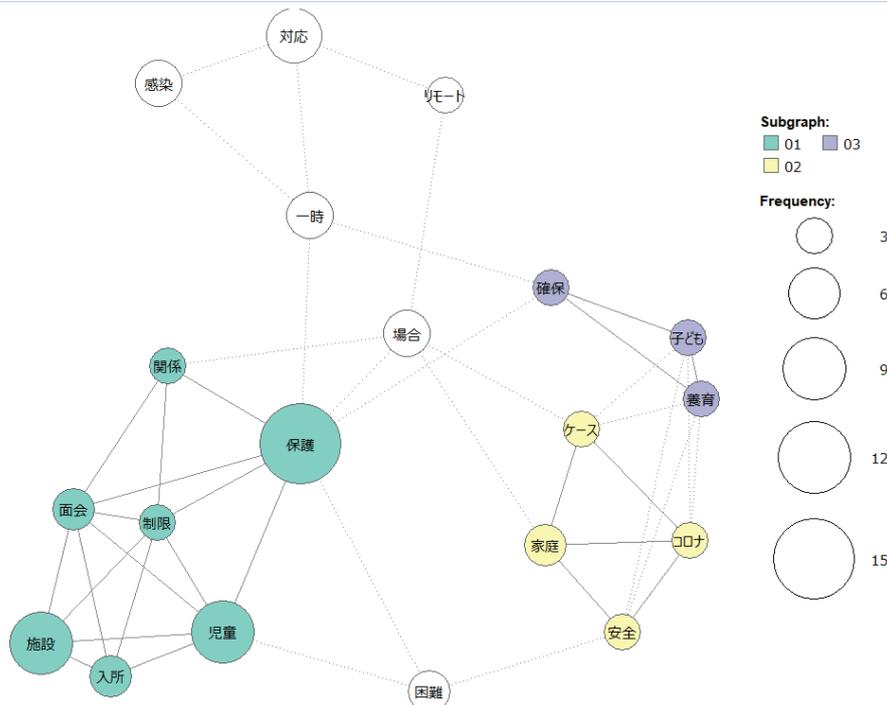


図5 児相のコロナ禍における対応で苦勞したことや問題・課題（自由記述の分析）

②国や自治体に対する方策の希望

図6に共起ネットワークの結果を示す。第1サブグラフは、「保護者の入院で養育者不在になった場合、子どもを保護するのではなく、子どもの生活環境を変えずに養育できる大人を派遣する方策が必要」である。第2サブグラフは、「保育士等、子どものケアができるスタッフを確保できる財源・人的資源の確保にかかる政策の検討」である。第3サブグラフは、「保健・医療の重点が陽性の感染者対応におかれ、濃厚接触者である児童の一時保護に対する保健・医療のバックアップ体制が十分でない」、「一時保護した子どもが再検査で陽性に転じた例もあり、保健・医療のバックアップ体制は欠かせない」である。第4サブグラフは、「児童福祉司が足りない中で児相が対応するのは困難。国レベルで体制を整備してもらいたい」である。

児相は、国や自治体に「大人の派遣、財源・人的資源の確保、医療・保健のバックアッ

「国レベルでの対応」を求めていることがわかる。

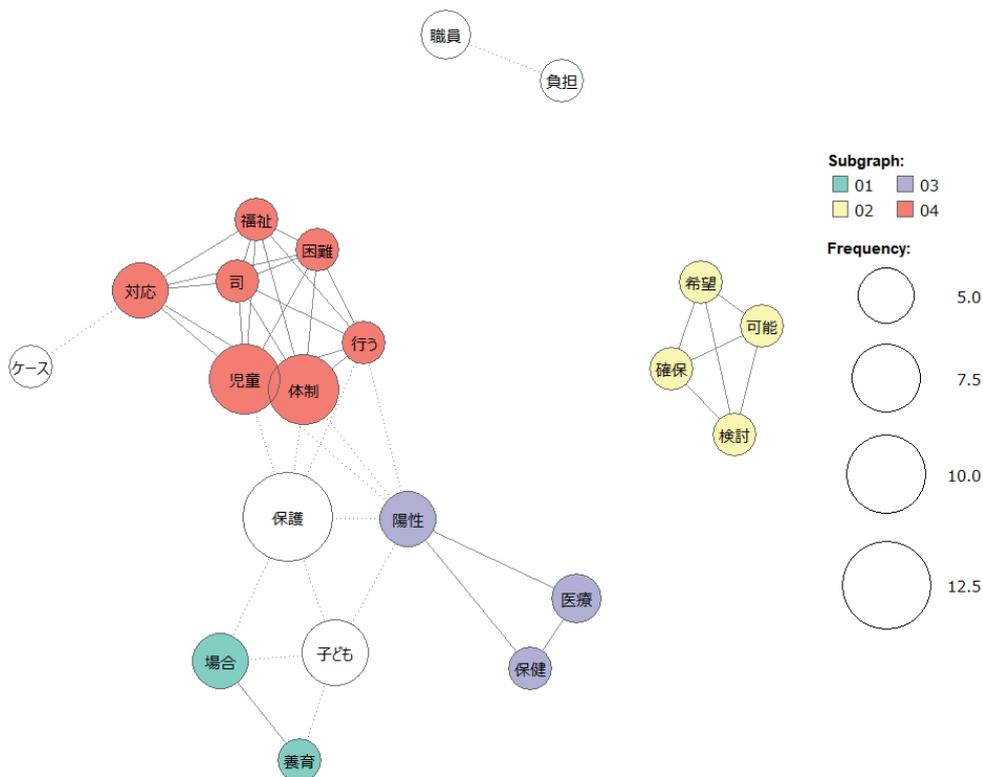


図6 児相における国や自治体に対する方策の希望(自由記述の分析)

2) 市区町村

① コロナ禍における対応で苦労したことや問題・課題

図7に共起ネットワークの結果を示す。第1サブグラフは、「学校からの不登校の通告で対応するも保護者からコロナ感染が心配なため敢えて登校させていない、と言われてしまうとコロナ感染の前から不登校が続いていたケースであってもその後の対応ができない」等、コロナ禍における不登校に係る通告への対応が難しいことを示している。第2サブグラフは、「コロナの影響で他の会議が中止されている中、関係機関の協力を得られにくい」、「親自身に支援の必要なケースは親子共に生活リズムが乱れ、ゲーム依存が進む傾向にある」ことを示している。第3サブグラフは、「緊急事態宣言の中、家庭児童相談室以外で一部の市の相談窓口が相談の新規受付をせずに、家庭訪問なし、TELのみなどであるが、それでよいのか疑問である」である。第4サブグラフでは、「新型コロナウイルスの感染者の発生により、学校や保育園が突然、数日間休校、休園となってしまった際に在宅での養育の対応ができない保護者がいた」である。第5サブグラフは、「子育ての社会資源（受け入れ制限、キャンセル多）が乏しく、母子の負担軽減ができていない」である。第6サブグラフは、「緊急事態宣言時、公的機関でも訪問自粛が相次ぎ、社会とのつながりの少ない家庭ほど実態の把握が難しくなった」である。

市区町村児童福祉主管のコロナ禍における対応で苦労したことや問題・課題として、不登校への対応、関係機関との協力関係、緊急事態宣言下の相談窓口、養育の対応ができない保護者、母子の負担軽減、訪問自粛による家庭の実態把握の困難さ等が挙げられる。

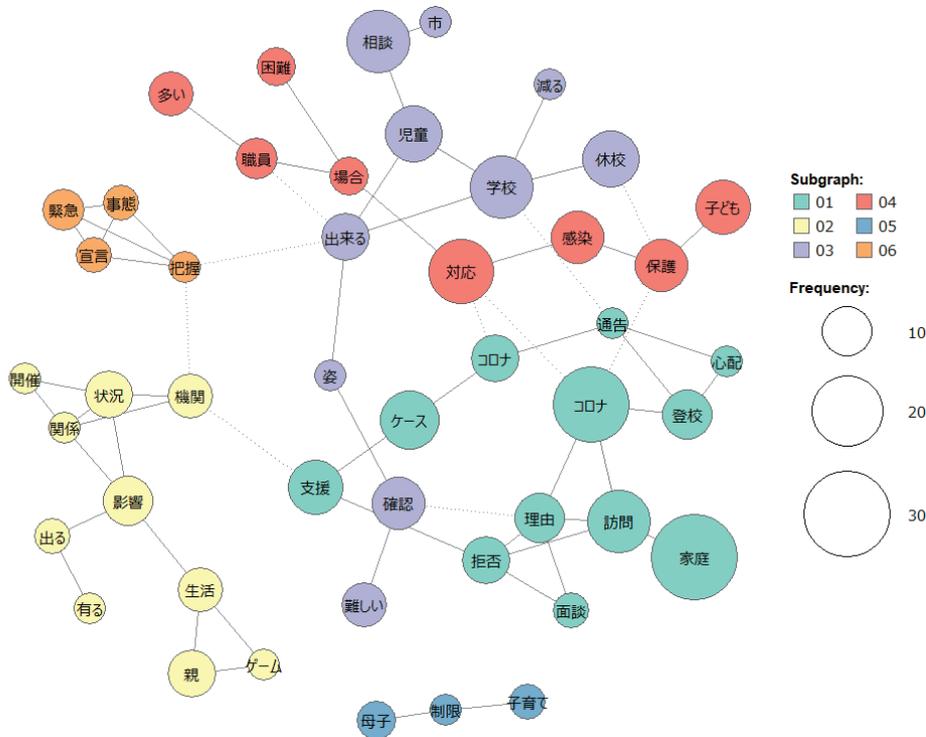


図7 市区町村児童福祉主管のコロナ禍における対応で苦労したことや問題・課題（自由記述の分析）

②国や自治体に対する方策の希望

図8に共起ネットワークの結果を示す。第1サブグラフは、「コロナ禍の影響は、支援対象者だけでなく、支援者にも及び支援者・機関への体制や待遇などの強化を求める」である。第2サブグラフでは、「児童虐待の支援施策として自治体の状況や現状に合わせて補助金制度の充実が必要」である。第3サブグラフでは、「コロナ禍では虐待やDVなどのリスクが高まり、社会的弱者にしわ寄せが行くために福祉や教育の支援を強化する施策や方針を出してほしい」である。第4サブグラフでは、「訪問調査や訪問指導を行う機関には十分な感染対策用品を配置してもらいたい」である。第5サブグラフでは、「児童虐待についてのメディアを使った啓発活動が、新型コロナウイルスの社会的混乱もあり、全く啓発されておらず、国民に浸透していない」である。第6サブグラフでは、「生活面と経済面のフォローでは家庭によりそれぞれ困りが異なり、コロナの影響により更に困りが大きくなった」である。

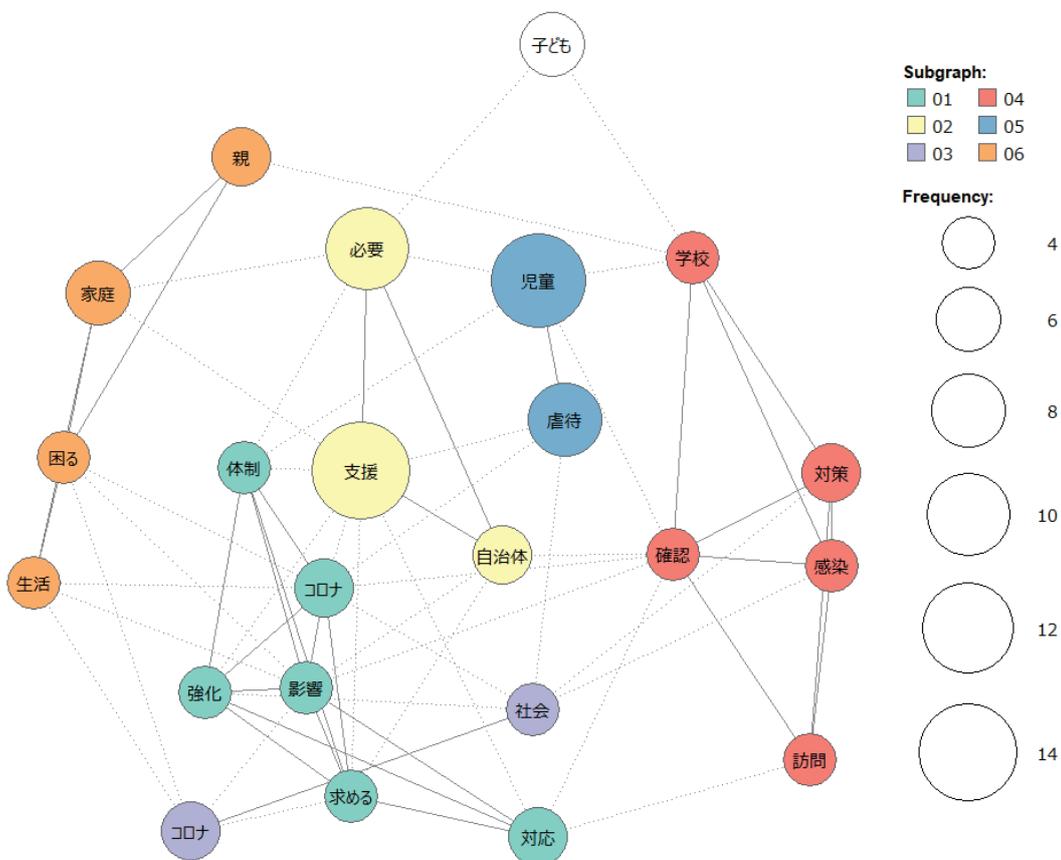


図8 市区町村児童福祉主管の国や自治体に対する方策の希望(自由記述の分析)

市区町村児童福祉主管の国や自治体に対する方策の希望として、支援者・機関への体制や待遇などの強化、虐待への補助金制度、福祉や教育への支援、訪問指導の際の支給、虐待の啓発活動の浸透、生活面と経済面の困り感、等である。

これらのことから見相は、コロナ禍の施設入所に伴う種々の制限や、要保護児童がコロナ陽性になった場合の安全確保、養育者不在の場合の子ども対応等に苦勞しており、国や自治体に財源・人的資源の確保、医療・保健のバックアップ体制を求めている。市区町村児童福祉主管は、不登校への対応、養育の対応ができない保護者、母子の負担軽減、訪問自粛による家庭の実態把握の困難さに苦慮しており、虐待への補助金制度、虐待の啓発活動の浸透を求めている。(以上、都築繁幸)

5. まとめと考察

上に述べた調査結果を要約するとともに、結果に対する考察を加えたい。

(1) 調査票 A

①見相、市区町村とも、養護相談を除き殆どすべての相談種別について減少しているが、特に障害相談と育成相談の減少が著しくなっていること。見相では虐待や虐待以外の養護

相談が、市区町村では虐待以外の養護相談が微増していること。

コロナ禍において外出しづらい状況の中で、相談機関を訪ねることが控えられる一方、虐待については他の相談種別とは異なり生命が関わっているため、やむにやまれず通告・相談に至ったのではないかと考えられる。虐待や虐待以外の養護相談は増えているとはいえ、大きな増加ではない。これは相談そのものが潜在化している結果と捉えるべきであり、顕在化したケースには重篤なものが多いのではないかと考えられる。

②虐待相談の月別受付件数の推移では、市区町村の動きが穏やかであるのに対し、児相の動きは多くなっていること。月別推移状況は児相、市区町村とも似たような傾向を示しており、これらは、新型コロナウイルス感染症の発生動向とおおむね反比例の傾向を示していること。すなわち、感染症が増加すれば相談は減少し、感染症が減少すれば相談も減少するといった傾向が見られること。

緊急事態宣言（例えば大阪では、2020年4月7日～5月21日）や一斉休校（同3月2日～5月31日）により、人の動きが止まり家庭が孤立する中で、虐待の発見・通告が停滞したことが要因とも考えられる。しかし、これを裏付けるには、例年の月別相談受付傾向との比較を行う必要があるが、今回の調査では把握していない。今後の課題としたい。

③相談経路では、調査対象年度、昨年度とも大きな変化は見られないが、児相から市区町村への相談（送致）の減少が目立つこと。また、児相における近隣・知人、警察からの通告が増えていること。

児相から市区町村への相談（送致）が減少している要因として、児相が扱った虐待相談が重篤化しているため、比較的軽易な虐待相談を扱う市区町村への送致が減少しているのではないかと考えられる。虐待の重篤化は、児相において近隣・知人、警察からの通告が増えていることから伺えよう。休校や外出自粛などにより虐待が潜在化しやすい状況の中で、近隣・知人といった身近な人たちがやむにやまれず直接通告するか、警察を経由して通告する事案が増えているのではないかと考えられる。学校等からの相談が若干減少しているが、これは休校や外出自粛の影響であるかもしれない。

④処理種類別内訳では、児相において継続指導、児童福祉司指導とも増加し、市町村送致が減少していること。市区町村では、継続指導が大幅に減少し、児相送致が増加していること。

児童福祉司指導が行政処分として実施されるもので、非行政処分である継続指導に比べ重篤な事案に適用されるが、この増加は重篤事案の増加を伺わせる。また、比較的軽微な事案が対象となる市町村送致が減少し、専門的対応が必要な事案が対象となる児相送致が増加していることも、事案の重篤化を伺わせる。コロナ禍において虐待事案が潜在化しやすい環境の中で、顕在化する事案は重篤なものが多いと言えるのではないかと。

（以上、才村純）

3) 調査票 B

①調査対象のすべての児相がコロナ対応のための体制整備を「実施した」のに対し、市区町

村は「実施した」が全体の1/3に過ぎず、対応に差があること。

また、その内容においては、職員へのマスク・消毒液の配布、防護服の準備、アクリル板の設置など大きな違いはなかった。「できることからスタートする」と考えられる内容が多くなっている。また、児童福祉司、保健師等の増員・動員は合わせて5か所に見られたが、例えばコロナに関連する研修を実施するといった職員の知識の充実を目指したのは1か所のみであった。これは日常の業務に追われ、そこまで行う時間的・予算的余裕がなかったためではないかと考えられる。

②体制整備のための財源は児相のほとんどが国からの補助であるのに対し、市区町村はややバラエティに富んでおり、市からの委託事業として行ったところもあること。

③児相は、一時保護の場所や勤務体制に課題があること。

今後の一時保護の受け入れ枠の拡大対策として、関連施設や近隣の民間施設・ホテルなどと連携し、日ごろから関係性を持つておくことの必要性が示唆された。

④児相・市区町村問わず共通した問題として、自粛や在宅勤務の増加によって家庭内のトラブルが増大、DVや虐待につながる可能性が極めて大きいことが浮き彫りになり、家庭における個の尊重や役割を再度見直す機会ととらえ、今後の課題にしていく必要があると考えられたこと。

「コロナ拡大→在宅勤務や学校へ行かせない事例の増加→パートナーや子どもとの接触時間が変化(長くなった)→ストレス増大→面前DVの増加や子どもの生活の乱れ、特にSNSやスマホゲームをする時間が多くなった→学校への復帰がうまくいかない」という図式が考えられる。

家族の団らん、助け合いといった元来の家族形態ではなく、むしろ「家族のあり方」や「家族の中の個」、「互いの距離の取り方」が今後の課題ではないだろうか。

⑤虐待ではなく、「育成相談」の内容が従来と変化した傾向を認めること(表7-2、表11-1)。

「育成相談件数」そのものは減少しているが、育成相談の内容がより困難なものへと変化している可能性がある。この点は、従来の相談内容と比較するなどさらに詳細な分析が必要である。

なお、沼口(2021)は、東京都練馬区要保護児童対策地域協議会代表者会議において、行政からの報告として、相談内容は養育困難、育児に関するものが大半を占め、虐待事案も増加傾向にあったと述べている。
(以上、植田美津恵)

⑥対応上の問題点や希望する方策等に関する自由記述の分析では、児相については、コロナ禍の施設入所に伴う種々の制限や、要保護児童がコロナ陽性になった場合の安全確保、養育者不在の場合の子ども対応等が苦勞した点として挙げられたこと。そして、国や自治体に対し、「養育者不在の家庭への大人の派遣、財源・人的資源の確保、医療・保健分野によるバックアップ体制、国レベルでの対応」を求めていること。

⑦対応上の問題点や希望する方策等に関する自由記述の分析では、市区町村については、不

登校への対応、関係機関との協力関係、緊急事態宣言下の相談窓口、養育の対応ができない保護者、母子の負担軽減、訪問自粛による家庭の実態把握の困難さ等が問題点として挙げられたこと。そして、国や自治体に対する方策の希望として、支援者・機関への体制や待遇などの強化、虐待対応への補助金制度、福祉や教育への支援、訪問指導の際の支給、虐待の啓発活動の浸透、生活面と経済面の支援等が挙げられたこと。（以上、都築繁幸）

(3) 全体的考察

①ゲーム依存等に関する教育・啓発

2019年5月、世界保健機関（WHO）は「ゲーム障害」を国際疾病分類（ICD）に追加したが、コロナ拡大は親や子どもの在宅時間を増やし、経済不安や家族葛藤などに起因するストレスとも相まって依存症の増大や引きこもりの要因になっていることを今回の調査は示唆している。学校教育に加え、日頃からのSNS依存やゲーム依存に関するセミナーなどの啓発活動が重要と考えられた。

②早期発見に向けた機関連携

コロナ禍において虐待や家族関係の歪み、子どもの問題行動などが潜在化しやすい状況に鑑み、早期発見に向けた機関連携（ネットワーク）が重要となる。要保護児童対策地域協議会を活用した学校、保育所、児童委員等との連携強化（訪問等による状況把握等）やオンラインによる相談受付体制の確保などが課題となる。

③予防及び介入

コロナ禍において問題が潜在化しやすい状況に鑑み、アウトリーチ型支援を強化する必要がある。児相と異なり介入の法的権限を持たない市区町村の場合、アウトリーチには限界があるが、「支援物資を届ける」などの名目を考えるのも一つの方法ではないか。八木（2020）は、「大阪府教育委員会が子どもの状況把握のために実施した2千円分の『図書カード』の配布は安全確認に役立った」と述べるとともに、市が独自に乳幼児期の子どもがいる家庭に郵送配布した図書カードに子どもの相談窓口のチラシを同封したり、子ども食堂が行っていた配布用弁当を担当職員が届けるなどの工夫をしたことを紹介している。その結果、「なかなか関係構築の難しい家庭にも、会って話ができるような関係ができたケースもあった」と述べている。

また、見守り体制を強化するため、地域資源を活用したり、機関同士のネットワークづくりが課題となる。特に、保護者による子どもへの登校禁止、子どもの生活の乱れ等に起因して授業再開後の欠席事例が増加している状況に鑑み、福祉、学校、教育委員会の連携は不可欠と考えられる。

④コロナ対策における経験の共有

今回の調査では、児相や市区町村が試行錯誤を重ねながら、また工夫を凝らしながら体制整備や対応の拡充に努めていることが分かった。これらの事例や知見を集積し、体制整備や対応手法を標準化したマニュアルを作成する必要がある。

⑤一時保護先の確保と人的体制

保護者がコロナに感染し入院したことにより一時保護が必要な子どもの場合、コロナ感染が陰性であることが分かるまでは、他の子どもたちと一緒にすることができないため、この児相とも一時保護先の確保に大変苦慮していることが分かった。例えば、

- ・仮一時保護先の安定的確保（ホテル等民間施設借用契約、活用可能な庁舎の活用）
- ・安全計画や職員体制、児童や職員の健康管理と安全確保、
- ・設備・備品等の必要物品の確保 など。

特に、一時保護所以外の児相職員が輪番で対応しているところが少なくないが、人手不足が慢性化し目一杯の状況で本来業務をこなしている状況を踏まえると過酷と言わざるを得ない。

また、子どもに関わる職員にはコロナに関する医学的知識や感染予防のための知識・技術が重要であり、そのためには保健所や医療機関との連携が不可欠となる。

(4) 研究上の課題

①調査サンプル数の確保と調査バイアス

今回の調査では、日頃から研究者と他の業務を通じて関わりがあり協力が得られやすい児相や市区町村を対象としたため、回答にバイアスがかかっているとは言えない。また、調査対象箇所も少数にとどまっており、統計学的な検証も実施していない。このため、得られたデータや知見はあくまで仮説の域を出ない。今後の研究においては抽出サンプル数を大幅に増やすとともに、サンプル抽出における作為性を排除する必要がある。

②都市部と地方との比較

虐待の様相やその対応において、都市部と地方との格差が想定される。調査サンプル数を増やすとともに、分析に当たっては都市部と地方との比較を行う必要がある。

③業務内容や業務量等の変化への視点

コロナ対応で、現場の状況（業務内容や業務量等）がどう変化したかという視点を盛り込みたい。例えば、コロナ感染した保護者の子どもの一時保護の場所を確保するには人員が必要となるが、それが現場（一時保護所以外の児相や一時保護所）にどのような影響を及ぼしているのかといったことなどについての分析を行いたい。

④研究知見の積極的発信

医療機関の大変さは報道されるが、「最後の砦」といわれる相談現場や一時保護などの福祉現場の苦悩や実態はもっと知られてよい。そのため、研究で得られた知見について積極的に発信していきたい。

レナ・ドミネリ（2021）は、例えばイギリスの2004年市民緊急事態法はソーシャルワーカーと医療従事者を重要な対応要員に指名するなど、「多くの国でソーシャルワーカーは緊急時の対応体制で正式な役割を担っており、その役割や行いを明記した法律がある」と述べ、さらに「このパンデミックの中では、病に侵された人々を助けるという重圧は医療関係者に

のしかかっており、かれらへの感謝と尊敬の念が高まっている。その一方でソーシャルワーカーが行っていることについては人々からそれほど認識されていない。現場の人間はできる限り在来メディアやソーシャルメディアに呼びかけ、自分たちの仕事を正しく評価してもらいべきである」と述べている。重く受け止めたい。(以上、才村純)

【引用・参考文献】

- ・厚生労働省 (2021) 「新規陽性者数の推移 (日別)」 (<https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/kokunainohasseijoukyou.html>)
- ・レナ・ドミネリ (2021) (翻訳: 永井信子) 「新型コロナウイルスとの闘い」『関西社会福祉研究』第7号、p3
- ・沼口俊介 (2021) 「パンデミック禍での児童市町村問題の取り組み (練馬区)」『子ども虐待の予防とケアのすべて』(子ども虐待の予防とケア研究会編・編集代表者: 才村純)、第一法規、p5793 の 13
- ・八木安理子 (2020) 「コロナ禍における市町村の取り組み」『子どもの虐待とネグレクト』vol.22 No3、p334

才村 純	(さいむら じゅん)	東京通信大学
都築 繁幸	(つづき しげゆき)	東京通信大学
植田 美津恵	(うえだ みつえ)	東京通信大学
伊藤 嘉余子	(いとう かよこ)	大阪府立大学
久保 樹里	(くぼ じゅり)	花園大学
栗山 直子	(くりやま なおこ)	追手門学院大学
土田 美世子	(つちだ みよこ)	龍谷大学
古山 美穂	(ふるやま みほ)	大阪府立大学
和田 一郎	(わだ いちろう)	花園大学

